

## 中山間地域等直接支払交付金 説明会

日 時：令和8年2月27日（金）  
16:00 から  
場 所：福光中央会館5F 大ホール

### 議 事 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 説 明

(1) 令和7年度実績報告書の提出について **資料①**

(2) 会計検査の予定について **資料②**

検査日：令和8年3月9日（月）～13日（金）

(3) 本制度について **資料③**

- ネットワーク化計画について
- 要綱について

(4) その他

4 質疑応答

5 閉 会

問い合わせ先 農政課：幅田  
TEL:0763-23-2016  
メール:habata.masahiro@city.nanto.lg.jp

事務連絡  
令和 8 年 2 月 27 日

中山間地域等直接支払交付金  
集落協定代表者 各位

南砺市農政課長 中島 吉範

令和 7 年度南砺市農林漁業振興事業（中山間地域等直接支払交付金）の  
実績報告書の提出について

春寒の候、貴台にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また日頃より、標記事業の円滑な実施についてご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

下記のとおり本年度の事業の実績報告について、何かとご多用のこととは存じますが、下記のとおり提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 提出物 ①実績報告チェックシート  
②令和 7 年度南砺市農林漁業振興事業実績報告書  
③通帳の写し  
④領収書・請求書の写し  
⑤共同活動作業日誌  
⑥会議の記録（議事録等）  
⑦共用資産管理台帳（50 万円以上の資産取得の場合）  
上記資料で R8.1 月に提出済みのものは提出不要  
※代表者等役員が変更した場合は変更届の提出をお願いします。
2. 提出年月日 令和 8 年 4 月 7 日（火）【期限厳守】
3. 提出先 南砺市農政課農産振興係（市役所別館 1 階）  
領収書などスキャンして、エクセルデータとまとめてメールで提出も可能です。

※様式等は昨年使っていたエクセルデータをご利用ください。

第 6 期の活動計画エクセルにも金銭出納簿のシートがあります。

どちらを利用されても構いません

※また、様式及び記載例は南砺市ホームページ（HP）にも掲載してあります。

南砺市のホームページの ID 検索で「899」を入力していただくと、該当ページに移ります。

（事務担当：南砺市農政課 農産振興係 幅田）

TEL:0763-23-2016 / FAX:0763-52-6348

メール:habata.masahiro@city.nanto.lg.jp

中山間地域等直接支払交付金に係る実績報告チェックシート

集落協定名

令和 年度南砺市農林漁業振興事業実績報告書  
(県事業名:元気な中山間地域づくり支援事業)

一部部分を記載・チェックして提出ください。

令和 年 3月 31日

南砺市長 田中 幹夫 殿

集落協定名:  
代表者名:

令和 年 月 日付け南砺市指令農政第 号により補助金交付決定の通知があった令和 年度南砺市農林漁業振興事業(県事業名:元気な中山間地域づくり支援事業)を次のとおり実施したので、南砺市補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて提出します。

No	区分	項目及び留意事項等	チェック
<b>実績報告書(構式第4号)</b>			
提出			
提-1	提出	集落協定代表者の印	<input type="checkbox"/>
提-2	提出	1. 事業の目的 2. 事業の実績 3. 事業完了年月日	<input type="checkbox"/>
提-3	提出	4. 収支精算 (1)収入の部 金額	<input type="checkbox"/>
提-4	提出	(2)支出の部 金額	<input type="checkbox"/>
提-5	提出	5. 活動の実績 (1)水路・農道等の維持管理活動	<input type="checkbox"/>
提-6	提出	(2)多面的機能増進活動	<input type="checkbox"/>
提-7	提出	金銭出納簿 (4月1日～翌年3月31日まで)	<input type="checkbox"/>
提-8	提出	共用資産台帳 農業機械購入費500千円以上(無い場合は不要)	<input type="checkbox"/>
提-9	提出	集落協定の変更の届出(次年度への繰越金がある場合)	<input type="checkbox"/>
<b>添付</b>			
添-1	添付	添付資料(収支監査時に提出済のものは提出不要) 通帳の写し(当該年度の4月1日～翌年3月31日までの状況がわかるページ)	<input type="checkbox"/>
添-2	添付	領収書等支出の根拠となるもののコピー(監査時に提出分は不要)	<input type="checkbox"/>
添-3	添付	役員報酬や日当等の支払明細	<input type="checkbox"/>
添-4	添付	各活動、作業日誌(日時、内容、参加者名を記載し、写真を添付)	<input type="checkbox"/>
確-1	確認事項	通帳の収支と金銭出納簿が合致していますか	<input type="checkbox"/>
確-2	確認事項	支出状況は4月1日以降から3月31日までとなっておりますか?	<input type="checkbox"/>
確-3	確認事項	水路・農道等の維持管理活動が適正に実施されていますか?	<input type="checkbox"/>
確-4	確認事項	多面的機能増進活動が適正に実施されていますか?	<input type="checkbox"/>
確-5	確認事項	協定農用地の転用等、面積の減がありませんか?	<input type="checkbox"/>
次年度において、集落協定の変更予定の有無 (例:協定農用地面積の増減等)			<input type="checkbox"/>
変更予定内容( )			有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

※実績報告書と併せて提出願います。

1. 事業の目的

中山間地域薄層の農地における耕作放棄の発生を防止し、地域の活性化や農地の多面的な機能確保するため、集落等活動を実施した。

2. 事業の実績

(1) 選択単価及び選択要件

選択単価	選択	選択要件1	選択要件2
基礎単価			
体制整備単価			
加算単価			

(2) 対象面積及び金額

	対象面積 (単位:m)	金額(単位:円)	
		基礎単価・ 体制整備単価分	加算単価分
田:急傾斜			0
田:緩傾斜			0
畑:急傾斜			0
畑:緩傾斜			0
合計	0	0	0

3. 事業完了年月日

令和 年 3月31日

4. 収支構築  
(1) 収入の部

区分	本年度精算額	備考
市補助金 ①		
前年度繰越金 ②		
その他 ③		
計 ①+②+③	0	

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	備考
個人配分		
役員報酬		
研修会等費		
農道管理費		
農道整備費		
水路管理費		
水路整備費		
農地管理費		
農地整備費		
鳥獣被害防止対策費		
共同利用機械購入等費		
共同利用施設整備等費		
多面的機能増進活動費		内容:
その他		
機械購入		
施設整備		
農道・水路・農地整備		
積立		
災害		
耕作継続		
イベント		
その他		内容:
計	0	

(注意)

①4月1日から翌年3月31日までに支出されたものについて、区分に分類し記入してください。なお、**第4期決算(H27~R1)からの繰越金の支出については同様式で別に記載してください。**

②その他の欄に記載した場合は、備考欄にその内容を記入してください。

③添付書類

- 当該年度の通帳の写し
- 金銭出納簿(添付様式)
- 領収書等の写し
- 共同活動、作業日誌(日時、内容、参加者名を記載し写真を添付)
- 会議の記録(議事録等)





第7 交付金の使目方法等

1 交付金は、集落を代表して、 が市町村より受け取る。

2 次のとおり支出する。

項目	交付金使途の内容(項目)	金額
共同取組活動	① 集落の各担当者の活動に対する経費	
	② 農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の実施プログラムの将来像を実現するための活動に対する経費	
	③ 鳥獣害防止対策及び水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費	
	④ 集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費	
	⑤ 毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3 のとおり

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア)積立計画

	年度	年度	年度	年度	年度
積立予定額					
積立累計額					

(イ)取崩予定等

- 取崩予定年度： 年度 (協定期間内)
- 取崩予定年度における積立累計額：  年度
- 使途： 年度 (具体的に記入)

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度： 年度 (当該年度の翌年度)
- 繰越予定額：  年度
- 使途： 年度 (具体的に記入)

4 次のとおり支出する。

個人配分	金額
	(配分割合： %)

# 多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る 対象農用地の保全管理等（処置要求）

農林水産本省等

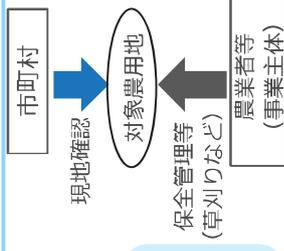
2億2120万円(指摘金額)

## 事業の概要

農林水産省は、農業者等（事業主体）に対して、都道府県及び市町村を通じて、**多面的機能支払交付金**及び**中山間地域等直接支払交付金**を交付（交付額＝10a当たりの交付単価×対象農用地（注1）の面積）  
（注1）交付金の算定対象又は交付対象となる農用地

- ・事業主体は、**農用地の保全管理**等を行うために、交付金事業として水路の泥上げ、草刈りなどを実施
- ・**対象農用地**のうち、田は、たん水（注2）するための畦畔等を有している土地（注2）農用地内に水をためること
- ・市町村長は、対象農用地等の保全管理状況等について、**毎年度、全ての対象農用地について現地確認等**を実施。現地確認に当たっては、対象農用地の所在、地目等、現地確認に必要な事項を記載した**確認野帳**を作成

## 要綱等上の要件



## 検査の結果

17道県の440市町村内の1,942事業主体が実施した交付金事業（交付金相当額計497億円）を検査した結果  
(1) **対象農用地の保全管理**に係る事態（交付金相当額計**2億2120万円**） (2) **保全管理状況等の確認**に係る事態

ア 対象農用地が宅地、駐車場等に転用されている、又は樹木が繁茂するなどして保全管理等が適切に行われていない

➡ 対象農用地に係る交付金相当額 **8071万円が過大**

<17道県、207市町村、420事業主体>



イ 対象農用地に畦畔がなく、田の要件を満たしていない（田の交付単価で交付金を交付）

➡ 対象農用地に係る交付金相当額 **1億4048万円が過大**

<17道県、217市町村、542事業主体>



ア 現地確認や確認野帳の作成が未実施

- 15道県の73市町村は、必要性を認識せず、又は事務負担等を理由に**現地確認を未実施**
- 8県の17市町村は現地確認を実施したとしているものの、**確認野帳を作成せず（保全管理状況等の確認が不十分）**

イ 田の要件である畦畔等の有無を未確認

- 152市町村は現地確認の際、畦畔等の有無を未確認
- 交付金の要綱等では、**当該確認をすることやその確認方法が明確に示されていない**

一方、(1)アの事態が生じていない市町村では、他事業の現地確認の結果、eMAFF農地ナビ（注3）の活用等により効率的に確認している例もあり

(注3) 農地情報に衛星画像等を重ねるなどして公開する農林水産省のウェブサイトを

写真：会計検査院（広報資料）

## 要求する処置

- ・過大に交付金を交付した市町村に対して、17道県に対して、交付金の返還手続を行わせること
- ・市町村に対して、対象農用地の保全管理等を適切に行うよう**事業主体を指導**すること、及び**現地確認や確認野帳の作成を確実に実施することの必要性の周知徹底**。また、他事業の現地確認の結果を活用するなどの**効率的な現地確認の実施方法を周知**
- ・現地確認の際に田の要件である畦畔等の有無を確認する必要があることやその確認方法を**要綱等に明記**

中山間地域等直接支払交付金  
第6期対策（R7～R11）  
ネットワーク化活動計画作成にあたっての参考資料

令和7年10月

---

農林水産省農村振興局  
地域振興課

## はじめに

- 令和7年度から始まった第6期対策では、ネットワーク化活動計画の作成を通じて、将来にわたり活動を継続できる体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。
- 多くの集落協定がネットワーク化活動計画の作成に取り組んでいただけると、本資料では、パンフレットに掲載しているネットワーク化活動計画の内容についての補足説明をまとめましたので、計画作成の参考資料としてご利用ください。

# 中山間地域等直接支払制度

中山間地域を守るみなさまを支援します

第6期対策  
(令和7年度～令和11年度)



## 第6期対策 3つのポイント

- 1 本制度の「中山間地域等における農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援」という趣旨を踏まえ、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、交付対象農用地を農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地とする。
- 2 複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の活動への参加により将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、体制整備単価（10割単価）の要件を「ネットワーク化活動計画の作成」とする。
- 3 複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の参加により将来に向けた農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、「ネットワーク化加算」を新設するとともに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取組を支援するため「スマート農業加算」を新設する。

令和7年3月

農林水産省

## こんな活動をすれば交付を受けられます (集落協定)

集落協定については、協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

### ①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- 農業生産活動等（必須活動）  
「耕作放棄地の防止等の活動（例：担い手の確保、育成、高齢農家等の農用地の設備設置、荒廃農地復旧、法面保護・改修、鳥獣被害防止）」及び「水路・農道等の管理活動（例：泥上げ、草刈り）」
- 多面的機能を増進する活動（選択的必須活動）  
「国土保全機能を高める取組（例：土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理）」、「保健休養機能を高める取組（例：観賞作物の交付、体験農園、畑田オーナー制度）」、「自然生態系の保全に資する取組（例：魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保）」の中から1つ以上の活動を実施

### ②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

- ネットワーク化活動計画の作成 **※前向きな活動から**  
ネットワーク化活動計画は、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中（令和11年度まで）に作成を完了する必要があります。なお、ネットワーク化活動計画の作成ができていなかった場合は、交付金（単価の2割分）を返還していただくことになります。

#### 中山間地域等直接支払制度 留意点

本交付金の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

- 協定参加者の話し合いと合意に基づく活動の徹底
  - 本交付金は、協定参加者の話し合いと合意により締結された協定に基づいて活動するものです。交付金の使途を含めた活動実績についても、協定参加者に報告するなど、活動の透明化を図りましょう。
  - 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。
- 事務負担の軽減について
  - 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょ。
  - 事務作業の担い手がいない等の場合は、複数の集落協定間でのネットワーク化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。
- 書類の作成と管理について
  - 会計処理が適切に行われていることを証明するため、金銭出納簿、領収書、活動を行った記録、加算措置の取組実績が分かる書類、共用資産管理台帳などの必要な**証拠書類**を作成した上で、日付順に整理するなど、日頃から適切な管理を行いましょ。
- 集落協定の変更手続の励行
  - 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続きを行ってください。
  - 変更手続きが必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。

- ✓ 従来から、本交付金は、交付単価の8割を交付することを基礎として、さらに体制整備に向けた活動を行う場合に交付単価の10割を交付しています。

- ✓ 人口減少や高齢化が進む中山間地域で、継続して農業や農地、水路などを保全していくためには、集落協定の体制づくりを進めていくことが大切です。協定の体制づくりを支援するための仕組みが、体制整備単価です。

- ✓ 令和2年度から令和6年度までの第5期対策では、集落戦略を作成することが体制整備単価交付の要件でした。集落戦略は、地域計画の作成にも寄与しました。

- ✓ 集落戦略や地域計画を実現していくためには、これからも協定のメンバーの減少や高齢化が進行することを考えれば、協定の中だけでの力だけでなく、今から周囲の協定や組織、非農業者と協力していくことが有効と考えられます。

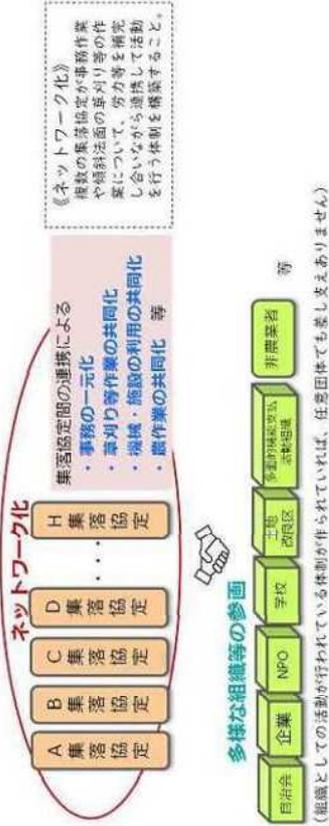
- ✓ このため、令和7年度からの第6期対策では、他の集落協定や組織、非農業者との協力関係を作り、協定の活動を継続できる体制づくりを進めていただくため、ネットワーク化活動計画の作成を体制整備単価交付の要件としました。

- ✓ ネットワーク化活動計画は、ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画の3つの取組の中から計画の内容を選択できるようになっています。地域の実情にあった取組を検討し、集落協定の体制づくりに向けて、計画づくりにぜひ取り組んでください。

# ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

## 体制づくりのイメージ



## ネットワーク化した協定の活動例

- 事務の一元化の例  
共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。
- 草刈り等作業の共同化の例  
集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農業者や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。
- 機械・施設の共同化の例  
それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。
- 農作業の共同化の例  
担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



✓ 第4期対策から第5期対策に移行した令和2年度に、約2千の協定が活動を継続できず、協定を廃止しました。その廃止した協定の9割は、10ha未満の小規模な協定でした。また、廃止の主な理由は、高齢化などによる人材不足となっています。

## 《第5期対策への移行時に廃止する協定の廃止理由》



- ✓ 一方で、大きな協定ほど、人材が確保できており、活動が安定しています。
- ✓ このため、令和7年度からの第6期対策では、これまでも後押ししてきた集落協定の統合に加えて、必要な活動から、またはできることから集落協定間の連携を行うネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画を後押しすることで、小規模協定でも活動が継続できる体制づくりを推進します。

# ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

## 体制づくりのイメージ



## ネットワーク化した協定の活動例

- **事務の一元化の例**  
共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。
- **草刈り等作業の共同化の例**  
集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農家や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。
- **機械・施設の利用の共同化の例**  
それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。
- **農作業の共同化の例**  
担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



草刈隊の取組



ドローンの共同化



共同取組活動による農作業

✓ ネットワーク化とは、複数の集落協定が労力等を補充し合いながら連携して活動を行う体制を構築することです。事務の一元化や草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化、農作業の共同化などが考えられます。

✓ 一方で、各集落協定の草刈り・水路ざらい等の作業日を同一日に行うのみであったり、特定の農業者が複数集落協定にまたがって農業生産活動を行うのみである場合は、体制の強化が図られたいとは言えませんので、ネットワーク化に該当しません。農作業の人的資源を融通し合うなどの協定間での活動の連携が必要となりません。また、災害発生時のみの連携については、毎年度、随時又は定期的な取り組みではないためネットワーク化には該当しません。情報交換や話し合いを行うことのみの場合も実際の活動の連携ではないため、ネットワーク化には該当しません。

## ネットワーク化したとは認められない例

- ✗ 各集落協定の草刈り・水路ざらい等の作業日を同一日に行うのみ（同一日に作業を行うが、各集落協定の作業をそれぞれの協定構成員のみで実施する場合）
- ✗ 特定の農業者が複数集落協定にまたがって農業生産活動を行うのみ
  - 農作業の人的資源を融通し合うなどの協定間での活動の連携が必要
- ✗ 災害発生時のみの連携
  - 毎年度、随時又は定期的に取り組みを行うことが必要
- ✗ 情報交換や話し合いを行うのみ
  - 実際の協定の活動を連携して行うことが必要

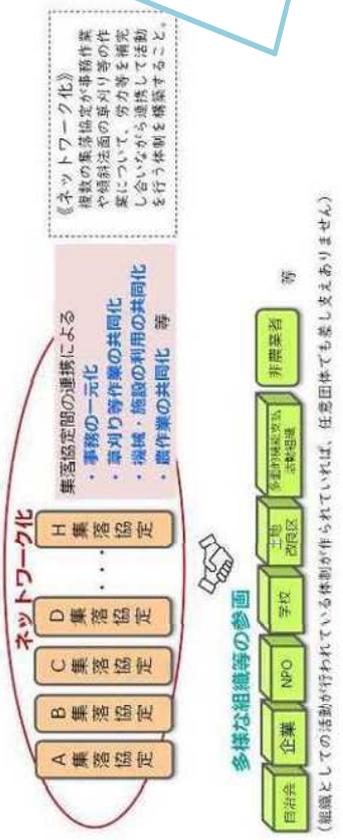
# ネットワーキングの活動例

連携活動	活動例
事務の一元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● A協定とB協定の共同事務局を設置し、両協定の構成員の中から共同事務局の事務担当を選定する。事務局の運営費は、A協定とB協定の共同取組活動費で分担する。</li> <li>● 地域一帯で口木型支払の運営委員会（事務担当職員を確保）を設置し、その事務局が一括して中山間直払の各協定の書類整理や会計帳簿の整理等の事務を行う。各集落協定からの供出金で事務局を運営する。</li> <li>● 複数の集落協定が、土地改良区等の同一の外部組織等に書類整理や会計帳簿の整理等の事務を委託する。</li> </ul>
草刈等作業の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各集落協定内の非農家や若者を中心に「草刈隊」を結成し、共同で利用するリモコン式草刈機を導入する。各集落協定の草刈時に「草刈隊」が参加したり、高齢者の所有農地などの支援が必要な農地等の草刈の作業を「草刈隊」が引き受ける体制を構築する。</li> <li>● 複数の協定間で覚書を締結し、各協定の草刈作業に他の協定のメンバーが手伝いに行く関係を構築する。</li> <li>● 共通の用水供給源となっている山腹水路の点検や補修、更新を共同で実施していく体制を構築する。</li> <li>● これまで管理がおろそかになっていた、ため池等の水源施設について、草刈等の管理作業を各集落協定が共同で継続的に実施する体制を構築する。</li> <li>● 地域一帯の鳥獣害被害の軽減を図るため、緩衝帯になっている周辺林地の下草刈りを共同で実施する。</li> </ul>
機械・施設の利用の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各集落協定で管理していた農業機械を集約して共同機械利用組合を設立し、農作業の機械共同利用化を進め、地域全体の農地保全、荒廃農地の発生防止に取り組み。</li> <li>● ソバの産地化を目指して共同で新たにソバの収穫機を導入し、共同利用する。</li> <li>● 米の乾燥施設や糶すり施設などの単独の協定では維持が困難な施設を共同で利用する。</li> </ul>
農作業の共同化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 野菜の収穫時期など、お互いの集落協定における農繁期における農繁期に作業を手伝いに行く関係を構築する。</li> <li>● 集落協定間でドローン防除のための機械を共有するとともに、共同でオペレーターの手配やドローン防除を実施する。</li> <li>● 畦畔や農地法面の草刈作業省力化のため、センチピートグラスの種子吹付作業を共同で実施する体制を構築する。</li> <li>● 棚田の石積み補修を共同で実施する体制を構築する。</li> <li>● 地域内の家畜排せつ物の有効利用を図るため、共同でたい肥化し、各集落協定の農家に分配する体制を構築する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産性、収益性の高い新たな品種の栽培講習会を共同で開催するなど産地化に向けた取組を共同で進める。</li> <li>● 共同で直売所の設置、管理運営を行う。</li> <li>● 共同で農産物の加工を行い、6次産業化を推進する。</li> <li>● 共同でECサイトを作成し、農産物の販路を拡大する。</li> <li>● 共同で農業インターネットの受け入れを実施し、関係人口の拡大や地域の担い手の確保を図る。</li> <li>● 共同で体験農園の設置や農業体験イベントを開催し、都市住民との交流促進、関係人口の拡大に向けた取組を行う。</li> <li>● 鳥獣害防護柵の効果を高めるため、周辺の集落協定と連携し、地域一帯を囲む鳥獣害防護柵を設置するとともに、メンテナンスを協力して行う。</li> </ul>

# ネットワーク化活動計画の作成について①

ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化（活動の連携）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画です。

## 体制づくりのイメージ



## ネットワーク化した協定の活動例

- **事務の一元化の例**  
共同事務局を設置し、各協定が行う事務（実績報告関係資料の整理、会計帳簿の整理、会議資料作成等）を一括して行う。
- **草刈り等作業の共同化の例**  
集落協定間の連携を強化する協議会を設立し、農地・地域維持を目的に非農業者や若者を中心とした草刈隊を結成。人員が不足するところに草刈隊を派遣して草刈を実施する。
- **機械・施設の共同化の例**  
それぞれの集落協定で管理していた共同機械を共有化し、一括管理する。より広範囲の機械の共有により機械使用の選択肢が多様化するとともに、農作業の更なる効率化を図る。
- **農作業の共同化の例**  
担い手がネットワーク化した集落協定内の農地の防除や基幹作業などを請け負い、ネットワーク化した集落協定内の営農を支える仕組みを構築する。



共同取組活動による農作業



ドローンの共同化



草刈隊の取組

- ✓ ネットワーク化活動計画での「多様な組織等の参画」は、「農業者団体以外の組織」や「非農業者」が協定の活動に参画することです。
- ✓ 活動に参画する組織や非農業者に対して、共同取組活動として実施する活動の内容に応じた日当や委託料等の支払いが可能です。
- ✓ 「農業者団体以外の組織」や「非農業者」の考え方は、次のとおりです。ただし、2号事業様式（集落協定書）別紙様式2（農用地の内訳等）（※次ページ参照）の管理者に位置付けられている組織又は人は、交付対象者になることから、当該協定においては農業者団体又は農業者として扱いますので、ご注意ください。

「農業者団体以外の組織」について
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農業者団体とは、農業法人（農地所有適格法人、特定農業法人等）、農業生産組織（機械・施設共同利用組織、農作業受託組織、栽培組織等）等です。</li> <li>• 農業者団体以外の組織は、例えば自治会、企業、NPO法人、学校、土地改良区、多面的機能支払活動組織が想定されます。組織としての活動が行われている体制が作られていれば、任意団体でも差し支えありません。</li> <li>• 組織内に部門が複数あり、そのうちの1つが農業生産や農作業の受託を行っている場合でも、当該組織が農業生産を主な事業目的としている団体であれば農業者団体以外の組織と扱います。</li> </ul>

「非農業者」について
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農作業を行い、農業収入を得ている人（作業受託、農業法人の従業員を含む）または得る権利をもっている人（自給的農家を含む）は農業者とし、農業者以外の協定参加者を非農業者とします。</li> </ul> <p><b>《非農業者の例》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 所有農地を全て貸し出し、農作業を行わない人、いわゆる「土地持ち非農家」</li> <li>□ 農作業（協定の共同取組活動として行うものを除く。）を行っていないが、共同取組活動に参加する人（農業者の親族であっても農作業を行っていないければ、これに該当します。）</li> <li>□ 農業収入を得ることを目的としない、農業ボランティア</li> </ul>

## 2号事業様式(集落協定書)別紙様式2(農用地の内訳等)

(別紙様式2)

### 農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注1)「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限(当該年度の6月30日、令和7年度においては8月31日)までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注2)「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

○農用地の内訳等										
①現況	②基礎・体制整備単価	③農業生産活動等の体制整備の取組(ネットワーク化活動計画の作成)の有無	④加算の適用		⑤農用地の管理		⑥管理者	⑦個人配分を受ける所得者の超過引受地		
			10a当たりの単価(円)	10a当たりの単価(円)	農用地の現況	具体的な活動内容				
地域区分			棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	緊急傾斜農地保全管理加算	ネットワーク化加算	スマート農業加算	集落機能強化加算の経過措置		
一団の農用地名										
団地名										
地番										
地目										
面積(㎡)										
交付基準(傾斜等)										
棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地										
計										

✓ 管理者に位置付けられている組織又は人は、交付対象者になることから、当該協定においては農業者団体又は農業者として扱います(「農業者団体以外の組織」や「非農業者」と扱うことはできません。)

## 多様な組織等の参画の活動例

組織等	活動例
自治会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集落道としても利用されている農道の草刈や補修の活動を合同で行う。</li> <li>● 都市住民との交流を図るため、協定農用地で栽培した農作物を用いた収穫祭を合同で行い、関係人口の増加につなげる。</li> <li>● 鳥獣被害の防止を図るため、自治会と合同で定期的にパトロールを行う。</li> </ul>
企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業活動の一環として参画し、地域活性化のためのノウハウを生かして、棚田保全のための取組として、商品開発や直売所での販売をサポートする。</li> <li>● 企業が社員の福利厚生活動の一環として、集落協定の田植え等の活動に参加する。</li> </ul>
NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農泊施設を経営するNPOと連携し、農作業体験を集落協定で手配したり、宿泊施設周辺の景観形成のため、レンゲ畑をつくる。</li> <li>● 地域おこしのNPOと連携し、体験の受け入れやPR動画の作成を実施する。</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多面的機能の理解醸成や、将来の担い手の育成につなげるため、小学生の田植え体験や収穫体験を受け入れる。</li> <li>● 学校の課外授業（環境保全学習）の一環として、有機農業を行う農地での堆肥作り、収穫体験を行う。</li> <li>● 大学のサークルと協定を締結し、定期的に草刈などの協定活動に参加してもらう。</li> </ul>
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農道や水路の簡易な補修方法を土地改良区が定期的に研修を行ったり、指導する体制を構築する。そのかわり、土地改良区が管理する施設の日常的な点検を集落協定が引き受ける。</li> </ul>
多面的機能支払活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域内の水路や農道の保全活動を協力して行う（お互いに相手組織の構成員となることで活動の連携関係を明確にする必要がある）。</li> <li>● 多面的機能支払の活動で設立した活動支援班が、集落協定の求めに応じて草刈等の作業に参加する。</li> <li>● 活動組織から水路等の補修、長寿命化技術、工事発注等のノウハウを提供、指導してもらう。</li> <li>● 中山間地域等直接支払の集落協定と多面的機能支払の活動組織で共同事務局を設置する。</li> </ul>
子供会	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 棚田での彼岸花の植栽を子供会も参加して行う。</li> <li>● 子供たちの自然環境への関心を高めるため、子供会と共同してホタル観賞会を行う。</li> <li>● 生物多様性の持つ意味、保全の必要性を学ぶために共同でビオトープの設置を行う。</li> </ul>
その他組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の女性会が集落協定内で栽培した野菜を利用して漬物などの加工品をつくり、道の駅で販売する。</li> <li>● 障がい者施設の利用者が、農福連携の取組として、集落協定の農作業に参加する。</li> </ul>
非農業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経理に詳しい地域住民に事務担当を担ってもらう。</li> <li>● 地域貢献に関心が高い地域住民が活動に参加して草刈隊を結成し、高齢者の農地の草刈活動などを行う。</li> <li>● 棚田オーナー制度により都市住民などの非農業者が継続的に集落協定の農業と関わる関係性を構築する。</li> <li>● 県が運営する中山間地域サポーター制度を利用し、定期的に都市住民も参加した草刈活動や、収穫体験などを行う。</li> <li>● SNS等の利用に長けた非農業者がグリーン・ツーリズムのPRを担い、関係人口の増加につなげる。</li> </ul>

# ② ネットワーク化活動計画の作成について

○ ネットワーク化活動計画の作成とネットワーク化実現へのステップ

○ 地域計画における農地利用の将来像などの将来ビジョンを踏まえながら、協定参加者のみなさんと十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

- 1 集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け
  - ★ 体制整備準備の適用開始
- 2 協定参加者で話そう
  - ネットワーク化又は統合する協定若しくは連携する組織と共通認識を作りながら、集落協定において、ネットワーク化活動計画の記載項目について話し合い
- 3 ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出
  - ネットワーク化章の実現に向けた計画が明確化
- 4 活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ
  - ネットワーク化活動計画の作成に向けた話し合い



① を実施することで、体制整備準備が適用されます。ただし、令和11年度までに③まで達成されなかった場合、交付金（単価の2割分）を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

## 地域計画とネットワーク化の関係

**【基本パターン】**

地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができてきていることから、**同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化**

**【例外的なパターン】**

- 同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
- 他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合（農地が隣接している、同じ担い手が営農している等）
  - ⇒ 他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化
- 集落協定が複数の地域計画に含まれている場合
  - ⇒ 当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定とネットワーク化

※ 地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化を目指すことが望ましい

- ✓ 2号事業様式（集落協定書）の第8の「ネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する」に該当を記入して市町村に申請し、認定を得ることで、認定を受けた年度から体制整備単価が交付されます。

**【体制整備準備の場合に使用】**

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備準備交付必須事項）

該当	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。
取り組むべき事項	

「中山間地域等直接支払交付金実施要領の適用（令和7年4月1日改正）」P60参照  
[https://www.maff.go.jp/j/houshin\\_tyusan/siharai\\_soido/attach/pdf/indov-112.pdf](https://www.maff.go.jp/j/houshin_tyusan/siharai_soido/attach/pdf/indov-112.pdf)

- ✓ ネットワーク化活動計画において、ネットワーク化や統合を位置づける場合は、連携する集落協定と事前に話し合いを行い、共通認識をつくった上で、協定それぞれにおいて計画を作成してください。

- ✓ 同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化を行うことを基本としますが、地域によって地域計画区域の設定範囲が多様であるため、地域の実情に応じたネットワーク化をご検討ください。

# ネットワーク化活動計画の記載例①

## 【記載例】

1. 体制整備の基本方針  
1-1. 集落協定名  
ネットワーク化活動計画の本様式は令和7年3月時点の未定稿です。  
ネットワーク化活動計画を作成する際は、最新様式を農林水産省のHP  
又は市町村から入手してください。

(記載例)A集落協定

当初	令和8年6月
第1回変更	令和●年▲月
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村に提出すること。  
注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する集落協定、3-6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参加する多様な組織等に変更が必要になった場合や、計画内容の大幅な変更が必要になった場合は本計画の変更を行い市町村に提出すること。

## 1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 注1)	取組	対象協定	要記載 注2)
○	① ネットワーク化 <sup>注2)</sup>	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定 新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	2-1~ 2-7
○	② 統合 <sup>注3)</sup>	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定 新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定とされており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-1、 3-5、 3-2、 3-6、 3-7
○	③ 多様な組織等の参画 <sup>注4)</sup>	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1~ 4-3

1つ以上「O」を記入して下さい。

注1) 該当する取組を全て選択すること。  
注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。  
注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定とされており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点で10ha以上の集落協定とされており、統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行うことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。  
注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することをいう。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等と結び、計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

- ✓ 令和7年9月時点で、パンフレットから様式の修正はありません。
- ✓ 様式のエクセルファイルを農林水産省HPに掲載しています。
- ✓ 計画を作成したら、すぐに市町村に提出してください。
- ✓ 新たな取組を増やしたり、活動に参画する組織に変更があった場合など、計画の内容に大幅な変更があった場合は、変更した計画を市町村に提出してください。
- ✓ 第6期対策期間内にネットワーク化を実現することが望ましいですが、必須ではありません。地域の実情に応じて段階的にネットワーク化に取り組んでください。
- ✓ 計画作成時点で10ha以上のネットワークを形成している必要があります。
- ✓ 第6期対策期間内に統合を実現することが望ましいですが、必須ではありません。地域の実情に応じて統合に向けて段階的に取り組んでください。
- ✓ 既に10 ha以上の集落協定であれば、新たに統合を行わなくても、ネットワーク化活動計画を作成することができます。なお、過去の統合履歴の有無は問いません。
- ✓ 協定活動開始当初から10ha以上となっている場合や、未実施の対象農用地を取り込むこと等により、ネットワーク化活動計画作成時点で協定面積が10ha以上となっている場合も含まれます。
- ✓ 「③多様な組織等の参画」では、面積要件はありません。
- ✓ 計画作成時点で「1組織以上の農業者団体以外の組織または構成員の10%以上の非農業者が活動に参画」している必要があります。
- ✓ ネットワーク化加算と異なり、同じ地域計画区域内に他の集落協定がある場合でも「③多様な組織等の参画」を選択できます。

# ネットワーク化活動計画の記載例②

## 【記載例】

1-3. で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

### 2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとする。  
注2) 2-1~2-7の全てを記載すること。

#### 2-1. ネットワークの名称(予定)

〔記載例〕農林地域集落協定ネットワーク協議会

#### 2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画 自協定が存する 計画区域内	別の 計画区域内	現在の連携状況 連携済	今後連携
(自協定) A協定	5.2ha				
B協定	13.7ha	○			○
C協定	3.2ha	○			○
合計	22.1ha				○

〔注〕合計協定面積は10ha以上であること。

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

#### 2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当	該当
○	①リーダーの人材不足
○	②事務担当者の人材不足
○	③共同取組活動参加者の不足
○	④農業の担い手の人材不足
	⑤農作業機械や施設の不足
	⑥知見や技術の不足
	⑦その他

〔該当する課題について詳細を記載〕  
②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。  
④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。  
⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。

該当項目に「○」を記入して下さい。

必ず記入して下さい。

#### 2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化 (共同事務局の設置や外部委託)	○	⑥農業の担い手育成
	②農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)	○	⑦地場農産物の加工・販売
	③水路・農道等の維持管理	○	⑧鳥獣害対策
	④燃焼・施設の共同利用		⑨多面的機能を促進する活動
○	⑤農作業の共同化		⑩その他( )

該当項目に「○」を記入して下さい。

✓ 仮称がかまいません。

✓ 他の集落協定とネットワーク化に取り組むことについて共通認識をつくった上で記入してください。

✓ 合計面積が10ha以上でないといけないと要件を満たしませんので、ご注意ください。

✓ 複数の集落協定間でネットワーク化を行うことが前提となりますが、10ha以上の面積要件については、協定に属さない未実施農用地の協定への取り込みも含めて適用することが可能です。未実施農用地の取り込みを予定している場合は、「集落協定名」を「未実施農用地」とする行を設けて面積等を記入してください。

✓ 「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成している場合」では、ネットワーク形成当期に課題としていた内容や体制の維持、向上のために解決する課題を記入してください。

# ネットワーク化活動計画の記載例③

【記載例】

1-3. で、「ネットワーク化」を選択した場合に記載します。

## 2-5. 連携方法 (26頁参照)

該当	連携方法	該当	連携方法
<input checked="" type="radio"/>	①協議会型 <sup>1)</sup>	<input type="radio"/>	③共同委託型 <sup>3)</sup>
<input checked="" type="radio"/>	②活動連携型 <sup>2)</sup>	<input type="radio"/>	④その他 <sup>4)</sup>

該当項目に「○」を記入して下さい。

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等をを行う場合。  
 注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを定着等して定めるなどにより連携した活動を行う場合。  
 注3) 協議会、委員会等から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。  
 注4) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

## 2-6. ネットワーク化の工程

(工程の概略)										
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降			
ネットワーク化に向けた話し合い(協定前)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
ネットワーク化に向けた話し合い(協定中)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>							
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 <sup>注)</sup>		③	①⑤		⑥⑦					
協議会等の設置(協議会型の場合)			<input type="radio"/>							
ネットワーク化加算の適用(加算措置を利用する場合)			<input type="radio"/>							

該当項目に「○」を記入して下さい。

(2-2~2-6を踏まえたネットワーク化の進め方を記載)  
 ・令和5年度から地域一帯で鳥獣防護網を設置する作業をB集落と共同で実施(活動連携型)とする。  
 ・同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度以降で実施する。  
 ・協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務局員は、元地域おこし協力隊の移住者を非営利で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。  
 ・令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。  
 ・令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を構築し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に配置付ける。  
 ・令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスハラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。  
 ・令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。

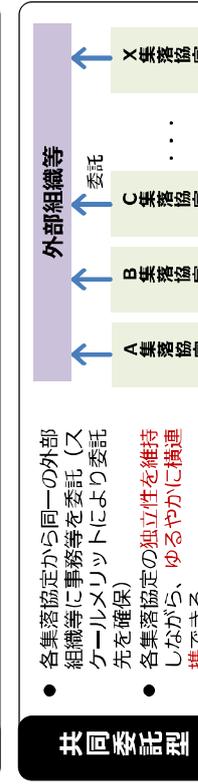
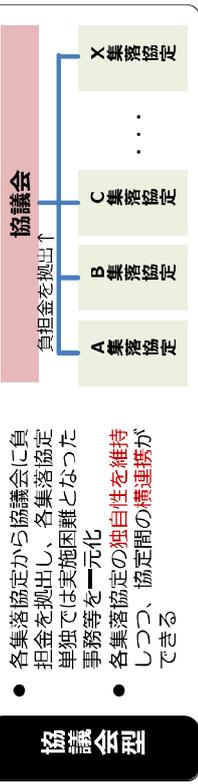
必ず記入して下さい。

## 2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
<input type="radio"/>	①第6期政策期間中(令和7年度~令和11年度)での統合を検討する
<input checked="" type="radio"/>	②第6期政策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
<input type="radio"/>	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
<input type="radio"/>	④未定
<input type="radio"/>	⑤統合は必要ないと考えている
<input type="radio"/>	⑥その他( )

該当項目に「○」を記入して下さい。

✓ もっとも当てはまると考えられる連携方法を選択してください。  
 ✓ 体制整備単価(ネットワーク化活動計画)では全ての型が対象になりますが、ネットワーク化加算は協議会型のみ対象となります。



1. 体制整備単価  
2. ネットワーク化活動計画  
3. 協議会型  
4. 活動連携型  
5. 共同委託型  
6. ネットワーク化加算

✓ ネットワーク化加算は、「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始年度」や「協議会が設置される年度」の以降でないと適用できません。また、ネットワーク化活動計画が作成される年度以降でないと適用できません。  
 ✓ 未実施農用地の取り込みを予定している場合は、取り込みに向けた進め方を記入してください。

✓ 統合を目指すことが望ましいですが、統合の実情に応じて、持続が可能な連携のあり方をご検討ください。

# ネットワーク化活動計画の記載例④

## 【記載例】

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

### 3. 統合の計画

- 注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行うおととする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合かされたものとする。  
 注2) 「新たに統合を行う10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1~3-5を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7を記載すること。

#### 3-1. 統合後の集落協定の名称（予定）

(記載例)農林地域広域集落協定

集落協定名 (自協定) D協定	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
E協定	7.5ha		
F協定	5.5ha	○	
	8.7ha	○	
合計	21.7ha		

参加する集落協定名と集落協定面積、該当項目に「○」を記入して下さい。

#### 3-2. 統合に参加する集落協定

- 注1) 合計協定面積は10ha以上であること。  
 注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

#### 3-3. 統合で解決しようとする課題

該当		該当
○	①リーダーの人材不足	⑤農作業機械や施設の不足
	②単務担当者の人材不足	⑥知見や技術の不足
○	③共同取組活動参加者の不足	⑦その他(農作業機械の老朽化及びオペレーター不足)
	④農業の担い手の人材不足	

該当項目に「○」を記入して下さい。

必ず記入して下さい。

(該当する課題について詳細を記載)  
 ①代表者が同定化されており、後継者の確保の目的が立っていない。  
 ③精成員には若手が2名いるが、その他の精成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。  
 ⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかまかになっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきている。

注) 地域計画や集落マスタープラン、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

✓ 仮称でかまいません。

✓ 他の集落協定と統合に取り組むことについて共通認識をつくった上で記入してください。

✓ 合計面積が10ha以上でないといけないと要件を満たしませんので、ご注意ください。

✓ 複数の集落協定間で統合を行うことが前提となりますが、10ha以上の面積要件については、協定に属さない未実施農用地の協定への取り込みも含めて適用することが可能です。未実施農用地の取り込みを予定している場合は、「集落協定名」を「未実施農用地」とする行を設けて面積等を記入してください。

✓ 「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、自協定のみ記入してください。

# ネットワーク化活動計画の記載例⑤

## 【記載例】

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
<input type="checkbox"/>	①リーダー等の人材確保	<input type="checkbox"/>	⑦農業の担い手育成
<input type="checkbox"/>	②事務所機能の強化	<input type="checkbox"/>	⑧地場農産物の加工・販売
<input type="checkbox"/>	③農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)	<input type="checkbox"/>	⑨鳥獣害対策
<input type="checkbox"/>	④水路・農道等の維持管理	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩多面的機能を増進する活動
<input type="checkbox"/>	⑤施設・施設の共同利用	<input type="checkbox"/>	⑪その他(農作業機械のオペレーター の確保)
<input type="checkbox"/>	⑥農作業の共同化		

該当項目に「○」を記入して下さい。

3-5. 統合の工程

(工程の遷移)

取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い(協定内)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
②統合に向けた話し合い(協定間)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
③統合			<input type="checkbox"/>				
④ネットワーク化加算の適用(加算措置を利用する場合)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

該当項目に「○」を記入して下さい。

必ず記入して下さい。

- ③-②-③-④を踏まえた統合の進め方を記載)
  - 令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。
  - 令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人配分、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認をとり、令和8年度内の統合を目指す。
  - 令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。
  - 統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。
  - 草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。
  - 農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のリーダー予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに言渡し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
  - 統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分行われていなかった畑や雑草の取壊体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りやE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。

✓ ネットワーク化加算は、「統合」年度以降でないと適用できません。また、ネットワーク化活動計画が作成される年度以降でないと適用できません。

✓ 未実施農用地の取り込みを予定している場合は、取り込みに向けた進め方を記入してください。

## ネットワーク化活動計画の記載例⑥

【記載例】

### 3-6. 役員継承計画

1-3. で、「統合」を選択した場合に記載します。

役職名等	氏名 (現体制)	氏名 (後任予定者)	継承予定時期
代表者	甲田 太郎	丙川 三郎	令和10年
書記担当	丙川 三郎	丁本 四郎	令和12年
会計担当	乙山 次郎	戊部 花子	令和10年
共同機械担当	乙山 次郎	己藤 五郎	令和10年
土地改良施設担当	甲田 太郎	丁本 四郎	令和12年
法面緑化担当	丙川 三郎	戊部 花子	令和10年

必ず記入して下さい。

注) 「氏名 (現体制)」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名 (後任予定者)」は、現体制の次に担当となる人 (予定) の氏名を記載。「氏名 (現体制)」とは別の人を「氏名 (後任予定者)」に記載すること (同一人物の記載は不可)。

### 3-7. 体制の維持・向上に向けた活動

(役員継承に向けた取組を記載)

- 代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定時期まで書記担当として代表者の業務の補助を行いつながら、徐々に代表者業務の習得を行う。
- その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。
- 令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度まで「ドローン」操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自主型草刈機の操作方法の習得を行う。

(構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載)

- 大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。
- 総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引き続き予定があることを伝えるよう周知する。
- 周辺地域や〇〇市と連携し、地域内の農地保全に關わる人材として令和8年度から地域おこし協力隊の受け入れを目指す。また、協力隊の安定的な仕事づくりなど、将来的な定着支援に取り組む。
- 集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。
- 地元米の産販売先に対して収穫祭の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。
- 市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。
- 一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より運用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリコン形式自主草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

必ず記入して下さい。

✓ 既に10 ha以上の集落協定であれば、新たに統合を行わずとも、ネットワーク化活動計画を作成することができます。なお、過去の統合履歴の有無は問いません。

✓ 協定活動開始当初から10ha以上となっている場合や、未実施の対象農用地を取り込むこと等により、ネットワーク化活動計画作成時点で協定面積が10ha以上となっている場合も含まれます。

✓ 後任予定者を未定とすることはできません。たとえ現体制の担当者が若手であっても、急遽で役員変更を要する事態になる場合に備え、後任予定者を記載していただく必要があります。

✓ 継承予定時期は第6期対策期間終了後の時期を設定することも可能ですが、いたずらに先延ばしすれば一部の人に事務作業等の負担が集中してしまいますので、集落協定内で適切な交代時期を話し合っておくようにしてください。

# ネットワーク化活動計画の記載例⑦

【記載例】

1-3. で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

## 4. 多様な組織等の参画

注) 4-1~4-3の全てを記載すること。

### 4-1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1)又は(2)の該当する項目を記載すること。

#### (1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の精成員	G地域づくり協議会
	H子供会
	I土木改良区
	J農地保全会(多面的機能支払活動組織)
	K大学
②別途協定等を締結	

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。  
注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

必要に応じて記入して下さい。

#### (2) 非農業者

必要に応じて記入して下さい。

参画方法	人数
①集落協定の構成員	8人
②別途協定等を締結	5人
合計	13人

③集落協定の全構成員数(集落協定の構成員数+①※組織数は含まない)に②を加えた人数 60人  
①+②が③に占める割合 21% (小数点以下切り捨て)

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。  
注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。  
注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

#### 4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当	該当
<input type="radio"/> (1)事務担当者の人材不足	④知見や技術の不足
<input type="radio"/> (2)共同取組活動参加者の不足	⑤その他(畑田の荒廃)
<input type="radio"/> (3)農業作業の人材不足	<input type="radio"/>

(該当する課題について詳細を記載)

①構成員が高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。  
②⑤畑田の石積の草取りや雑草は集落総出で行ってきたが、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。また、高齢のため畑田での水稲作の経験が困難な農地が増えてきている。

該当項目に「○」を記入して下さい。

必ず記入して下さい。

✓ ネットワーク化活動計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画している必要があります。

✓ 連携関係があることが証明できるような書類等(協定書や覚書、参加者名簿など)が必要です。

✓ 「(1) 農業者団体以外の組織」の中で参加する非農業者は、  
「(2) 非農業者」の人数には含めないようにしてください  
(「(1) 農業者団体以外の組織」の中での参加とは別に、個人としても協定の活動に参加している場合は、「(2) 非農業者」の人数に計上していただいても差し支えありません。)

✓ ネットワーク化活動計画作成時点で構成員の10%以上の非農業者が活動に参画している必要があります。

✓ 連携関係があることが証明できるような書類等(協定書や覚書、参加者名簿など)が必要です。

## ネットワーキ化活動計画の記載例⑧

【記載例】

1-3. で、「多様な組織等の参画」を選択した場合に記載します。

### 4-3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
<input checked="" type="radio"/>	① 更迭の適切な実施	<input checked="" type="radio"/>	⑥ 鳥獣害対策
<input checked="" type="radio"/>	② 農地保全(草刈り、荒廃防止活動等)	<input type="radio"/>	⑦ 多面的機能を増進する活動
<input type="radio"/>	③ 水路・農道等の維持管理	<input type="radio"/>	⑧ その他(棚田資源を生かした課外活動)
<input type="radio"/>	④ 農作業		
<input type="radio"/>	⑤ 地場農産物の加工・販売		

(連携して実施する活動の詳細については、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載)

- 多面的機能支払交付金の事務支援も行った土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効果的な専務作業ができることから、今後も引き続き国土改良区が専務を担当する予定である。
- J農地保全会では、令和8年度に専刈隊を編成する予定である。専刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も専刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。
- 県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みや構成員の草刈や構成員の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組み予定である。
- 以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や恒泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。
- これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。
- 持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。

該当項目に「O」を記入して下さい。

必ず記入して下さい。

## さいごに

- 1つの活動からでもネットワーキ化や多様な組織等の参画に取り組んでいたことで、新たな気づきや発見があり、次の取組へのステップつながりま
- 活動が継続できる体制づくりに向けて、ぜひ、ネットワーキ化活動計画の作成に取り組んでください。

## 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用

平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知  
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2484号農林水産省農村振興局長通知

### 第1 農用地等の定義

- 1 中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第2の1の(1)の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい(農地法（昭和27年法律第229号、以下「農地法」という。）第2条第1項)、農地を以下に掲げる田、畑、草地に区分する。
  - (1) 「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能(自然にかんがいするものを含む。以下同じ。)を有している土地とする。
  - (2) 「畑」とは、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むものとする。
  - (3) 「草地」とは、牧草専用地とする。牧草専用地とは、畑のうち牧草の栽培を専用とする畑であって、播種後経過年数（おおむね7年未満）と牧草の生産力から判断して、農地としてみなしうる程度のものとする。ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1年から2年間に限り牧草を栽培する場合は牧草専用地ではなく、「畑」とする。
- 2 実施要領第2の1の(1)の「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう(農地法第2条第1項)。
- 3 実施要領第2の1の(2)の「適切な農用地の維持・管理」とは、農用地としての形態及び機能を維持することをいい、調整水田等の維持管理を行う農用地（以下「維持管理農用地」という。）も含まれるが、これら維持管理農用地においては作物の栽培が可能な状態（具体的には畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。）に保たれているものとする。
- 4 実施要領第2の1の(2)の「水路、農道等」とは次に掲げるものをいう。
  - (1) 農業用排水施設(用水路、排水路、樋門、堰、揚・排水機場、ため池等)
  - (2) 農業用道路(農道)
  - (3) その他農用地の保全又は利用上必要な施設(防風林、土壌浸食防止施設等)

### 第2 対象地域

令和7年4月1日以降、9法地域（実施要領第4の1の(1)から(9)までに掲げる地域をいう。以下同じ。）の見直しにより、追加又は解除になった地域の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- 1 新たに指定された地域は、当該年度から対象（指定される以前に特認地域（実施要領第4の1の(10)の地域をいう。以下同じ。）であった地域は、当該年度から9法地域）とする。
- 2 令和7年4月1日時点で指定の解除の予定がある地域については、解除年度以降、対象としない。ただし、令和7年4月1日時点で指定の解除の予定がない地域については、解除年度以降、実施要領第4の1の(9)の地域を除き特認地域とみなすことができる。

他に、家族内に、30日以上60日未満の農業従事者が2名以上いる場合（合計就農日数が60日以上となる。）には、これらの者をまとめて「0.5」とすることができる。

なお、農業従事者とは、所得税法における青色事業専従者給与の特例若しくは事業専従者控除の特例の対象となる者又はその者と同等の就業形態を有する者（当該事業に専ら従事する期間がその年を通じて6ヶ月を超える者）をいう。

ウ 農作業従事日数の確認方法は、作業日誌等により行うこととする。

エ 実施要領第6の1の「同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得」とは直近3ヶ年の「家計調査年報（総務省統計局）」の各都道府県の県庁所在地の年平均勤労者所得（月平均世帯主収入×12ヶ月）とする。

オ 中核的なリーダーとしての役割とは、以下に掲げるものに限るものとする。

- (ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ
- (イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ
- (ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

カ 所得超過者かつ中核的リーダーの人数は、各集落協定において2名以下又は当該集落協定の協定参加者の13%の範囲内とする。

- (2) 個別協定の場合においては、実施要領第6の2の(2)のイの認定農業者等で、(1)の規定に該当する者
  - (3) 実施要領第6の2の(2)のイの(イ)の「経営の規模」（基幹的農作業を田においては3種類、畑においては2種類、草地においては1種類以上の受託を含む。）とは、対象農用地に存する農用地面積をいう。
- 2 農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理等を行っている場合等は当事者間の話し合いにより対象者を決定する。

## 第7 対象行為

### 1 集落協定

- (1) 実施要領第6の2の(1)のアの「集落」とは、一団の農用地において協定参加者の合意の下に農業生産活動等を協力して行う集団とする。
- (2) 集落協定は令和8年度以降に締結することもできる。また、集落協定を締結した複数の集落が、次年度以降にこれらの協定を包含した集落協定を新たに締結することもできる（この場合でも交付金の交付は、令和11年度までとする。）。
- (3) 集落協定の内容については、次の事項を参考に記載する。

ア 実施要領第6の2の(1)のアの(ア)の「協定の対象となる農用地の範囲」については、協定の対象とする農用地を記載するとともに、別に維持管理農用地を記載する。

また、第3の2の規定により、田と田以外が混在する協定農用地において集落協定を締結した場合は、田以外の地目の面積についても記載する。

イ 実施要領第6の2の(1)のアの(イ)の「構成員の役割分担」については、農用地等の管理者及び受託等の方法、水路・農道等の管理活動の内容と作業分担、経理担当者、市町村に対する代表者等を記載する。

ウ 実施要領第6の2の(1)のアの(ウ)の「農業生産活動等として取り組むべき事項」については、適正な農業生産活動に加え、地域の中で、国土保全機能を高める取組、保健休養機能を高める取組又は自然生態系の保全に資する取組等多面的機能の増進につながるものとして、次の表に例示される行為（これに準ずる行為

及び基盤整備への取組みも含む。)から集落が集落の実態に合った活動を一つ以上（法律で義務付けられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われている行為以外のものを一つ以上）記載する。

また、当該集落協定内での管理活動の対象施設が、多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 第 5 の 2 に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、次の表に例示される行為のうち、水路、農道等の管理活動のほか、耕作放棄の防止等の活動の中から集落が集落の実態に合った活動を二つ以上記載する。

なお、維持管理農用地については、その管理方法（畦畔の維持、法面の管理、地力向上のための取組の具体的手法）を記載する。

分 類		具体的に取り組む行為
(必須事項) 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、担い手の確保・育成、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止等
	水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
(選択的必須事項) 多面的機能を増進する活動	国上保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
	自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

エ 実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (エ) の「集落マスタープラン」については、次の項目について記載する。

(ア) 別記 6 に即した集落の実情を踏まえた目指すべき将来像

(イ) 以下に示す活動を参考に(ア)の将来像を実現するための活動方策及び協定期間の目標

- a 生産性や収益の向上による所得の増加に関する集落としての取組活動については、例えば、農用地の連担化、交換分合等による生産性向上、高付加価値型農業等の推進、農作業の受委託、農業機械・施設の共同利用、コントラクターによる飼料生産等とする。
- b 担い手の定着等に関する集落としての取組活動については、例えば、新規就農者に対する普及指導センターの指導、集落リーダー・オペレーターの新技術研修会や先進集落視察への参加、新規就農者に対する離農者の家屋の提供、利用権の設定等による農用地の面的集積及び酪農ヘルパーの活用等とする。
- c 他集落との連携に関する集落としての取組活動については、高齢化等により将来に向けた農業生産活動等の体制整備が困難な小規模・高齢化集落等と担い手のいる集落協定等、又は一集落内に複数存在する小規模な集落協定期間の統合・協定活動の連携等とする。

オ 実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (オ) の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」については、同 (エ) の「集落マスタープラン」の内容と整合性が

法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項ただし書又は第 5 項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）が行う農地等の利用の最適化の推進のための活動との連携に努めるものとする。

なお、市町村は、集落協定における集落戦略の作成において、話合いの促進、具体的な対策等に関する助言、外部の有識者の助言を得る等、必要な指導・支援を積極的に行うものとする。

(7) 協定農用地の将来像

(イ) 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状

(ロ) 集落の現状を踏まえた対策の方向性

(ハ) 具体的な対策に向けた検討

(ニ) 今後の対策の具体的内容及びスケジュール

(ホ) 農業生産活動等の継続のための支援体制

カ 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(カ)の「加算措置適用のために取り組むべき事項」については、実施要領第 6 の 3 の(2)のイの加算措置に係る事項から各々の取組内容を記載する。

キ 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(キ)の「交付金の使用方法」については、役員等の各担当者の活動に対する経費の支出、農業生産活動等の体制整備に向けた活動等集落マスタープランの将来像を実現するための活動、水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費の支出及び農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費の支出について記載する。

なお、その際、共同取組活動に要する経費の支出については、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に資するとともに、その目的、内容について明らかにするものとする。

ただし、共同取組活動に要する経費の支出は、次に掲げるものを除くものとする。

(ア) 個人施設の改修・整備等、直接的な受益（効果）が個別の農家に限られるものへの助成

(イ) 農業生産資材の購入経費等個別の農家が個々に負担すべき経費（人件費を含む）への助成

(ロ) 協定活動に直接関係のない経費（人件費を含む）

また、積立・繰越を行う場合にはその目的、積立計画・使途計画等を明らかにする。

ク 実施要領第 6 の 2 の(1)のアの(ク)の「促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項として定められた内容により規定すべき事項」については、第 5 の 1 の(2)から(4)までに掲げる事項のうち、集落が集落の実情に応じて集落協定に盛り込むことが適当と判断した事項を記載する。

(4) 市町村は、交付金の使途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能であることについて指導する。

また、共同取組活動の実施に当たっては、農地・農業用水等の資源の良好な保全とその質的向上を目的に、多面的機能支払交付金実施要綱に基づく地域ぐるみの共同活動への支援措置が講じられていることから、同交付金の活用に努めるものとする。

## 2 個別協定

(1) 実施要領第 6 の 2 の(2)のアの利川権の設定等のうち所有権の移転については、協定の認定を受ける年の前年の 7 月 1 日から当該年の 6 月 30 日までに移転があった

共同取組活動費を他の組織に対し運営費として支出する場合

○協定活動に必要な支出であること、運営費として適当な額であることについて、集落内で話し合いや説明が行われたことを示す書類（議事録、支出額決定の際に用いた積算根拠書類等）

- ア 棚田等の保全  
棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの  
土壌流出防止対策の実施等
  - イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮  
農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の  
継承等
  - ウ 棚田を核とした棚田地域の振興  
棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚  
田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等
- (3) 棚田地域振興活動加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。

3 超急傾斜農地保全管理加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の勾配の測定については、別記2に定めるとお  
りとする。
  - (2) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「超急傾斜農地の保全等の取組」は、次のア  
及びイのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて協定に定  
めて行う取組とする。
    - ア 超急傾斜農地の保全  
石積み等法面の補修、耕作道やほ場進入路等の農作業安全対策の実施、団地外  
への土壌流出防止対策の実施等
    - イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等（市町村等と協力して実施する  
ものを含む。）  
農産物のブランド化や戦略的な販売に向けた取組等
- (3) 超急傾斜農地保全管理加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とす  
る。

4 ネットワーク化加算

- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「協定農用地の合計面積が20ha以上となる複  
数の集落協定間で協議会等の設置を伴うネットワーク化（複数の集落協定間におい  
て活動の連携体制を構築することをいう。）を行う集落協定」については、協定認  
定年度から当該加算措置適用開始年度までの間にネットワーク化活動計画の作成を  
行い、当該加算措置適用開始年度までに協議会等（複数の集落協定間で合意形成を  
行いながら連携活動を実施するための規約を定めた組織をいう。）の設置を伴うネ  
ットワーク化を行うこととする。
- (2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「新たに他の集落協定と1つの集落協定に統  
合し、協定農用地の面積が20ha以上となる集落協定」については、協定認定年度  
から当該加算措置適用開始年度までの間にネットワーク化活動計画の作成を行い、  
協定認定年度から当該加算措置適用開始年度までに新たに他の集落協定と1つの  
集落協定に統合を行うこととする。
- (3) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「同一の地域計画の区域内に他の集落協定が  
ない場合においては、新たに1組織以上の農業者団体以外の組織が活動に参画した  
上で、2組織以上（新たに参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織が活動  
に参画する集落協定」については、協定認定年度から加算措置適用開始年度まで  
の間にネットワーク化活動計画の作成と新たに1組織以上の農業者団体以外の組織  
の協定活動への参画を行い、当該加算措置適用開始年度までに2組織以上（新た  
に参画する組織も含む。）の農業者団体以外の組織の協定活動への参画を行うこと  
とする。

- (4) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材の確保」とは、出身が地域の内外にかかわらず、集落協定（ネットワーク化された複数の集落協定を含む。）、「集落協定内の農業生産組織、加工・販売などの6次産業化に取り組む組織が行う地域の活動において中心的な役割を担うことが見込まれる者を、これら組織の構成員とすることをいう。
- (5) 実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の「農業生産活動等の継続のための取組」は、地域の実態に応じて、外部人材等の担い手等の確保、農地保全体制の強化、生産効率の向上、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (6) ネットワーク化加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。
- (7) (2)の統合後の集落協定への交付額は、実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)に掲げる地目及び区分ごとの交付金の交付単価に各々に該当する交付金の対象となる統合前の各集落協定の協定農用地面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。なお、他の集落内の対象農用地を新たに含める場合、当該農用地に最も近い位置に存する統合前の集落協定の協定農用地面積に含めるものとする。
- 5 スマート農業加算
- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(エ)の「スマート農業による共同取組活動の省力化や効率化を図る取組」は、地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (2) スマート農業加算は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。
- 6 集落機能強化加算の経過措置
- (1) 実施要領第6の3の(2)のイの(オ)の「1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定」については、当該加算措置適用開始年度までに1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が協定活動への参画を行うこととする。
- (2) 実施要領第6の3の(2)のイの(オ)の「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」は、地域の実態に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とする。
- (3) 集落機能強化加算の経過措置は取組期間に応じて最長令和11年度までの交付とする。
- (4) (2)で定める集落機能強化加算の経過措置の取組期間の途中であっても、ネットワーク化加算に取り組む場合は、当該経過措置の適用を取りやめることができる。この場合、4の(5)の定量的な目標が未達成であっても、集落機能強化加算の経過措置で受けた加算額の返還を要さない。ただし、同一年度に集落機能強化加算の経過措置とネットワーク化加算の両方の交付を受けることはできない。
- 7 2から6までの取組状況について、国は都道府県又は市町村に対し、取組状況の報告を求めることができるものとする。
- 8 実施要領第6の3の(5)の第3セクターのオペレーター及び生産組織の構成員に係る「多数」とは、第3セクターにあつては、オペレーターが原則として3人以上、生産組織にあつては、構成員が原則として3戸以上をいう。
- 9 8の生産組織とは、生産を実質的に共同化、組織化しているものであつて、組織規約、総会議事録及び収支予算・決算書等を備えている組織をいう。

## スマート農業加算について

### スマート農業加算の対象となるスマート農業技術

「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」の第2条第1項で定義されるスマート農業技術(詳細は次の頁)や、それらと同等の共同取組活動の省力化・効率化が可能と考えられる新しい農業技術

#### 想定する主なスマート農業技術

リモコン式自走草刈り機



ドローンや無人ヘリ



水管理システム



自動鳥獣捕獲機



等

### スマート農業加算の目標設定例(取組例)

#### 《目標設定例》

- ・ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を〇割減少させる(又は、「農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる」)
- ・リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を〇時間/日だけ減少させる(又は、「リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる」)

### スマート農業加算の加算金の使途例

設定した目標を達成するために必要な活動費用やスマート農業機器の購入費用等に充てることが可能です。

- ◎スマート農業機器の購入費
- ◎スマート農業機器の免許取得・更新費用、研修受講費用
- ◎スマート農業機器のメンテナンス費用
- ◎燃料費や作業日当等の作業にかかる経費
- ◎既に所有しているスマート農業機器による取組に係る費用
- ◎スマート農業技術を活用した作業を外部委託にかかる費用等

## (参考) 「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」におけるスマート農業技術について

### スマート農業技術の活用の促進に関する法律におけるスマート農業技術

【定義】 法第2条第1項において、「スマート農業技術」を、次の①から③までに適合した技術と規定。

- ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術(電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。)を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

### ＜スマート農業技術の例＞

自動運転	作業軽減	センシング/モニタリング	環境制御	経営データ管理	生産データ管理
ロボットトラクター		収量センサ付き コンバイン	ハウス等の 環境制御システム	経営・生産管理システム	
自動操舵システム		水管理システム	<p>(技術イメージ) 設定や実測に基づき自動制御</p>	<p>(技術イメージ) 航空画像・マップでは見えない化</p>	家畜の生体管理システム
自動収穫機		ドローン/人工衛星			
運搬ロボット		<p>(技術イメージ) 人は斜面に立つことなく操作</p>			
草刈ロボット	リモコン草刈機				

(別添2) 令和7年7月時点で聞き取りした各地域においてスマート農業加算で導入を検討している主な機器

【取扱い上の留意点】

○本リストは、スマート農業加算の有効活用を図る上で、できる限り多くの機器等を知っていただくための情報提供を目的に、令和7年7月時点で各地域において導入を検討している主なスマート農業機械を道府県から聞き取りし、作成したものです(一般的に情報が普及してきているドローンについては聞き取り対象外)。聞き取りした機種の中で、製品紹介のURLが不明であったものや、内容がわかりずらかったものはリストから除外しております。  
○本リストの機器は、基本的にスマート農業加算の活動導入に導入可能ですが、集落協定が導入機器の選定を行う際には、機器の使用目的がスマート農業加算の趣旨に沿ったものになるようご留意をお願いします。  
○技術の効果等を農林水産省が確認・認定しているものではありませんので、参考にする際にはご留意ください。また、掲載の順序が技術の優劣を示すものではありません。各技術の詳細については、利用者においてメーカーに問い合わせするなどして確認を行うようにしてください。

分類①	分類②	社名	製品名	型番	URL
①車刈り関係	ラジコン草刈機	小松商事株式会社		LM-650	<a href="https://www.komatsuvoiv.co.jp/">https://www.komatsuvoiv.co.jp/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	スバイダー		L001	<a href="https://www.spideraust.co.jp/spider-l001/">https://www.spideraust.co.jp/spider-l001/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	三陽機器株式会社		AJK600	<a href="https://www.sanyo-keiki.co.jp/products/ajk600/">https://www.sanyo-keiki.co.jp/products/ajk600/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	ヤンマー		YN500RC/YN500RC AE	<a href="https://www.yanmar.com/jp/na/products/yn500rc-ae/">https://www.yanmar.com/jp/na/products/yn500rc-ae/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	クボタ		ARC-501	<a href="https://www.kubota.com/jp/na/products/arc-501/">https://www.kubota.com/jp/na/products/arc-501/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	共立		RCM601	<a href="https://www.komatsu.com/jp/na/products/rcm601/">https://www.komatsu.com/jp/na/products/rcm601/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	OREC	スバイダーモア	RCSF530A	<a href="https://www.orec.co.jp/product/rco530/">https://www.orec.co.jp/product/rco530/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	OREC	ブルモア	RCHR800	<a href="https://www.orec.co.jp/product/rchr800/">https://www.orec.co.jp/product/rchr800/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	共立		RCM600	<a href="https://www.komatsu.com/jp/na/products/rcm600/">https://www.komatsu.com/jp/na/products/rcm600/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	共立		RCM530A	<a href="https://www.komatsu.com/jp/na/products/rcm530a/">https://www.komatsu.com/jp/na/products/rcm530a/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	ハイガー		HG-RCS0501-2	<a href="https://www.hygear.com/jp/na/products/hg-rcs0501-2/">https://www.hygear.com/jp/na/products/hg-rcs0501-2/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	株式会社アテックス	神刈	RJ705	<a href="https://atexte.co.jp/products/rj705/">https://atexte.co.jp/products/rj705/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	株式会社新宮商行	TIMAN	RC-751 / RC-1000	<a href="https://shingyo-keiki.co.jp/timan-rc/">https://shingyo-keiki.co.jp/timan-rc/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	順興リアグリティック	リモコン小型ハンマーアブモア	SH950RC	<a href="https://www.shingyo-keiki.co.jp/products/sh950rc/">https://www.shingyo-keiki.co.jp/products/sh950rc/</a>
①車刈り関係	ラジコン草刈機	モウントエナジージャパン	MOVING BOY 迅	MKS-65P1	<a href="https://www.mountenergy.jp/products/mks-65p1/">https://www.mountenergy.jp/products/mks-65p1/</a>
①車刈り関係	親子式傾斜地草刈機	ゼノア	ペロコン	KHM400W	<a href="https://www.zenoa.com/jp/veed-mowers/khm-400w/">https://www.zenoa.com/jp/veed-mowers/khm-400w/</a>
②水管理システム関係	アンテナ	ファーモ	ファーモアンテナ		<a href="https://far-mo.info/farmantenna/">https://far-mo.info/farmantenna/</a>
②水管理システム関係	気象センサー	ファーモ	気象センサー		<a href="https://far-mo.info/product/weather/">https://far-mo.info/product/weather/</a>
②水管理システム関係	水位センサー、給水ゲート、給水バルブ	ファーモ	水田ファーモ		<a href="https://far-mo.info/product/paddy/">https://far-mo.info/product/paddy/</a>
③鳥獣対策関係	センサーカメラ	株式会社エイザックス	WCI センサー式ソーラーカメラ		<a href="https://www.eizax.com/jp/na/products/wci-solar-camera/">https://www.eizax.com/jp/na/products/wci-solar-camera/</a>
③鳥獣対策関係	センサーカメラ	株式会社ハイク	ハイクカム LT4G		<a href="https://hik-store.com/?pid=131730497">https://hik-store.com/?pid=131730497</a>
③鳥獣対策関係	センサー式自動捕獲システム	株式会社アイエスイ	アニマルセンサー-LITE	AMSL-100	<a href="https://www.aiesei.com/products/animal-sensor-lite/">https://www.aiesei.com/products/animal-sensor-lite/</a>
③鳥獣対策関係	獣害対策用高周波装置	順ソニック株式会社	パードソニック		<a href="https://shikasonnic.com/products/bird/">https://shikasonnic.com/products/bird/</a>
③鳥獣対策関係	獣害対策用低周波装置	順ソニック株式会社	いのドン		<a href="https://shikasonnic.com/products/inokump/">https://shikasonnic.com/products/inokump/</a>
③鳥獣対策関係	振動検知センサー	株式会社窓飛	アイホスエコ		<a href="https://io-toj.com/products/ihasega/">https://io-toj.com/products/ihasega/</a>
③鳥獣対策関係	長距離無線式捕獲パトロールシステム	株式会社アイエスイ	ほかバト	型番 01-02、01-03、01-04	<a href="https://www.aiesei.com/products/hokabato/">https://www.aiesei.com/products/hokabato/</a>
③鳥獣対策関係	電気柵監視システム	協和テクノ株式会社	エフモスジュニア		<a href="https://www.kowatec.co.jp/monitors-system/e-mos/">https://www.kowatec.co.jp/monitors-system/e-mos/</a>
③鳥獣対策関係	発信機・受信機	日本一広い農の店			<a href="https://nihonichi.info/product/index.html#f">https://nihonichi.info/product/index.html#f</a>
④システム関係(生産管理システム等)	営農支援アプリ	アグリノート	アグリノート		<a href="https://www.agrinote.com/jp/na/products/agrinote/">https://www.agrinote.com/jp/na/products/agrinote/</a>
④システム関係(生産管理システム等)	遠隔確認システム(乾燥機、穀播機)	株式会社山本製作所	YGAS NEO		<a href="https://www.ygas.com/jp/na/products/ygasneo/">https://www.ygas.com/jp/na/products/ygasneo/</a>
④システム関係(生産管理システム等)	遠隔確認システム(乾燥機)	ヤンマー	乾燥機連携ユニット	PHKIT, DRY	<a href="https://www.yanmar.com/jp/na/products/drying-machine-remote-control/">https://www.yanmar.com/jp/na/products/drying-machine-remote-control/</a>
④システム関係(生産管理システム等)	栽培管理支援システム	RFデジタルファーム	ザルビオ		<a href="https://www.zarbio.com/jp/na/products/zarbio/">https://www.zarbio.com/jp/na/products/zarbio/</a>
④システム関係(生産管理システム等)	自動操舵システム	アグロバル 合同会社	GHONAV	NK610/612	<a href="https://agroball.com/na/products/ghonav/">https://agroball.com/na/products/ghonav/</a>
④システム関係(生産管理システム等)	自動操舵システム	ヤンマー	RF5iワンポイントナビ・自動操舵システム		<a href="https://www.yanmar.com/jp/na/products/rf5i-one-point-navi-remote-control/">https://www.yanmar.com/jp/na/products/rf5i-one-point-navi-remote-control/</a>
⑤その他	アイガモロボット	イセキ	IGAM 2		<a href="https://products.iseki.co.jp/kareta-igam2/">https://products.iseki.co.jp/kareta-igam2/</a>
⑤その他	コンバイン(直進・らく回キープ、除味・収量センサー、KSAS対応)	クボタ	DIONITH	DR575S-PFOW-C	<a href="https://www.kubota.com/jp/na/products/dionith/">https://www.kubota.com/jp/na/products/dionith/</a>
⑤その他	コンバイン(水分・収量センサー、MIT搭載)	三菱農業機械		V465, V565, V475A, V575A	<a href="https://www.mitsubishi.com/na/products/v465-v565-v475a-v575a/">https://www.mitsubishi.com/na/products/v465-v565-v475a-v575a/</a>
⑤その他	乗用田植機(スマートアシスト)	ヤンマー		YR	<a href="https://www.yanmar.com/jp/na/products/tractor-yr/">https://www.yanmar.com/jp/na/products/tractor-yr/</a>
⑤その他	水稲用農業散布ボート(ラジコン)	株式会社ナムファクトリー	ジライヤ		<a href="https://n-factory0183.jp/sc/shof/">https://n-factory0183.jp/sc/shof/</a>
⑤その他	スマート農業ロボット	株式会社DONKEY		GP200	<a href="https://denko-robot.com/product/main/nt-cp200/">https://denko-robot.com/product/main/nt-cp200/</a>
⑤その他	田植機(自動運転、KSAS連携)	クボタ	Agri Robo	NW105A	<a href="https://agribot.com/na/products/agri-robo/">https://agribot.com/na/products/agri-robo/</a>
⑤その他	田植機(直進アシスト、気間アシスト、KSAS対応)	クボタ	NAVWEL	NW60S/NW60S	<a href="https://agribot.com/na/products/navwel/">https://agribot.com/na/products/navwel/</a>
⑤その他	田植機(直進アシスト、旋回アシスト)	イセキ	さなえ	PR6D-Z	<a href="https://iseki.com/na/products/pr6d-z/">https://iseki.com/na/products/pr6d-z/</a>
⑤その他	トラクター(スマートアシスト搭載可)	ヤンマー		YT	<a href="https://www.yanmar.com/jp/na/products/tractor-yt/">https://www.yanmar.com/jp/na/products/tractor-yt/</a>
⑤その他	トラクター(操舵アシスト装置付き)	三菱農業機械		SED	<a href="https://www.mitsubishi.com/na/products/tractor-sed/">https://www.mitsubishi.com/na/products/tractor-sed/</a>
⑤その他	トラクター(直進アシスト)	ヤンマー	スマートパイロット	YT465A	<a href="https://www.yanmar.com/jp/na/products/tractor-yt465a/">https://www.yanmar.com/jp/na/products/tractor-yt465a/</a>
⑤その他	トラクター(直進アシスト)	イセキ		RTS205ZQA4D	<a href="https://products.iseki.co.jp/tractor/rt205/">https://products.iseki.co.jp/tractor/rt205/</a>
⑤その他	トラクター(直進アシスト)	イセキ		RTS252ZQA15D	<a href="https://products.iseki.co.jp/tractor/rt252/">https://products.iseki.co.jp/tractor/rt252/</a>
⑤その他	トラクター(直進アシスト、KSAS対応)	クボタ	REXIA	MR800(PC)	<a href="https://agribot.com/na/products/tractor-rexia/">https://agribot.com/na/products/tractor-rexia/</a>
⑤その他	トラクター(直進アシスト、KSAS対応)	クボタ	Slogger	SL600(PC)	<a href="https://agribot.com/na/products/tractor-slogger/">https://agribot.com/na/products/tractor-slogger/</a>
⑤その他	トラクター(直進アシスト、KSAS対応)	クボタ	Slogger	SL380HGSS3P	<a href="https://agribot.com/na/products/tractor-slogger-380hgss3p/">https://agribot.com/na/products/tractor-slogger-380hgss3p/</a>
⑤その他	乾燥機(AT搭載、乾燥機遠隔確認システム、遠隔データ自動記録)	株式会社山本製作所	ウインディビルド	HD-WNR3	<a href="https://www.ygas.com/jp/na/products/wind-build/">https://www.ygas.com/jp/na/products/wind-build/</a>
⑤その他	水田雑草対策装置	株式会社ハタケホトケ	ミズニコール		<a href="https://hbt-zin/">https://hbt-zin/</a>
⑤その他	トラクター(直進アシスト)	イセキ	イセキトラクター	BF600FF60VCY	<a href="https://products.iseki.co.jp/bf/">https://products.iseki.co.jp/bf/</a>

スマート農業機械を導入するにあたっては、上記の機種から選定するよう検討してください。もし、上記以外の機械を導入したい場合は、市へ相談してください。(すぐに県に相談します)



高めよう 地域協働の力!

# 多面的機能支払交付金 共同活動の安全のしおり

共同活動前に安全確認を行い、  
事故の発生を防止しましょう

## 安全確認チェックリスト

事前  
チェック

活動場所の下見をして  
作業環境を確認しましたか。

危険な箇所については、  
テープ等で印を付けたり、  
作業マップにマーキング  
しましたか。

参加者の年齢、作業の熟練  
度等を考慮して作業計画 (分  
担、配置等)を立てましたか。

作業者は機具等の安全な操作  
方法を習得しましたか。

参加者は全員保険に入り  
ましたか。

緊急連絡表は作成しまし  
たか。

当日  
チェック

参加者に危険な箇所の説明  
をしましたか。

機具等を用いる場合、点検  
は済みましたか。

緊急連絡表の掲示や携帯  
はしましたか。



高めよう 地域協働の力!

改訂版

多面的機能支払交付金

# 円滑な組織運営のためのポイント



～みんなの合意形成が大事です～

日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。

- ポイント  
1
- ポイント  
2
- ポイント  
3

**構成員の合意形成をしっかり行う**

**役員が行う事務はお互いに確認し合う**

**日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認**

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう!



令和5年10月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

〇〇県〇〇部〇〇課 市町村〇〇課等

1

# 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう



○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

## 合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

### (1)活動組織での合意形成(総会等)

役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前に書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。
- ・構成員に団体が含まれる場合は、団体内の意思決定を行います。



**総会等を開催**します (毎年度 1回以上)

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答  
話し合い



議決



総会等で決まったことなどを議事録(メモ)にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員及び構成団体内に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になるケースも...

## (2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落等の合意形成)

広域協定運営委員会 (各集落、活動組織、団体の代表者で構成)

・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の変更や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落等における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落等は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落等に通知するとともに、各集落等内の全員へ周知を依頼します。

### A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。



集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします



**合意形成の場(会合)を開催します(毎年度1回以上)**

※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

過半数の出席

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

話し合い

決定



**合意事項などを議事録(メモ)にまとめます。**

- ・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など



- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で**決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧**します。



### B 集落

### C 組織

左と同じ

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営



**トラブル発生**

不正や揉めごとの発生など

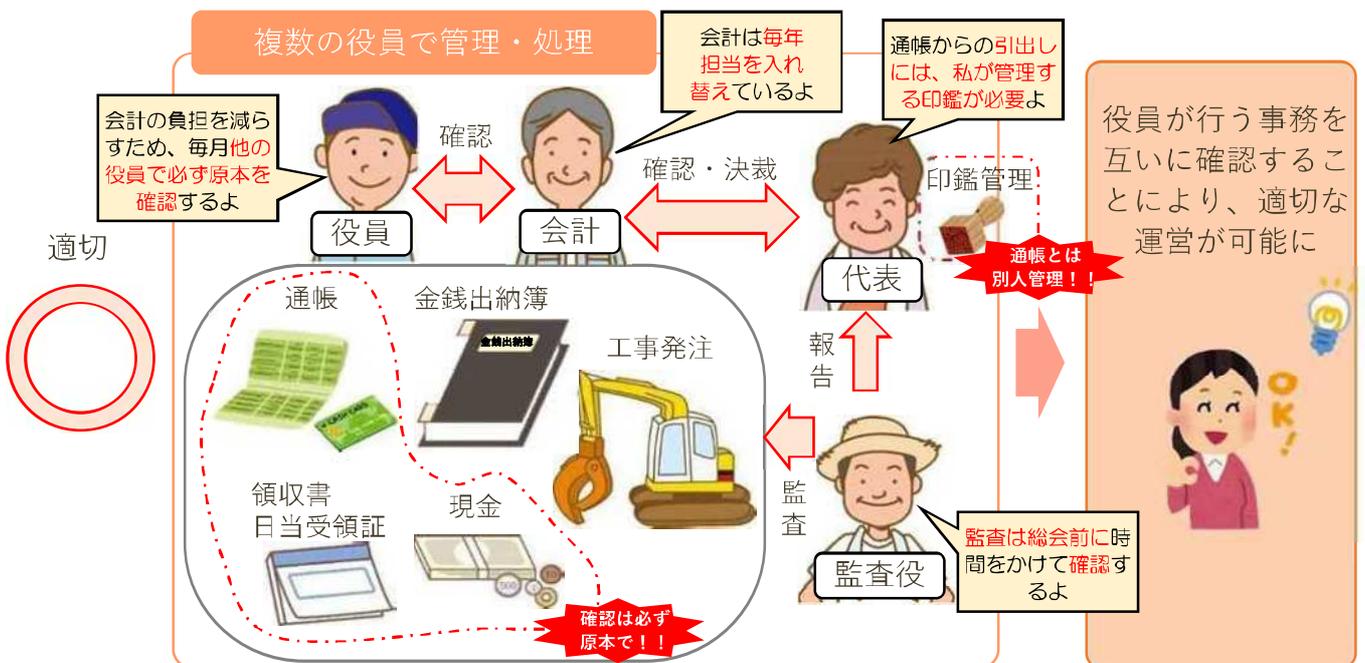
最悪の場合  
交付金の  
返還になる  
ケースも...

3

## 2 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう



- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。



※ため池等の施設の点検、草刈り等について、地域の自主的な判断により組織で担いきれない作業を外部に委託して行うことも可能です。委託先や委託料などは複数の役員で確認してください。

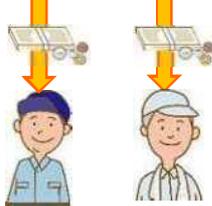
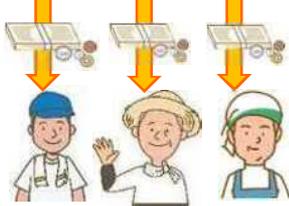


### 3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成（ポイント 1 の場の活用）

対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

・不透明な日当の扱い

トラブル発生

・日当の目的外使用  
・揉めごとの発生など

最悪の場合  
交付金の返還になるケースも...

#### 日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人からサイン※1と受領日を記入してもらい、管理しましょう。※2

一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700	印	12/1

※1 受領印でも可能ですが、**確かな本人確認としては、サインが有効**です。

※2 事務負担軽減、不正の発生予防として、現金手渡しより**金融機関振込を基本とすることを推奨**しており、その場合、振込受領書によって代えることができます。

#### 代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表にし、参加者本人からサイン※1を記入してもらい、これを（広域）活動組織に提出しましょう。※2



## ▲不適切な処理の実例

○組織を円滑に運営していくために守っていただきたいポイントをきちんと守ることで防ぐことが出来た不適切な実例を以下に示します。

### ポイント 1 役員等が行う事務の確認の不備

活動組織で役員報酬を支払おうとしたところ通帳残高が不足し、  
疑義が発覚



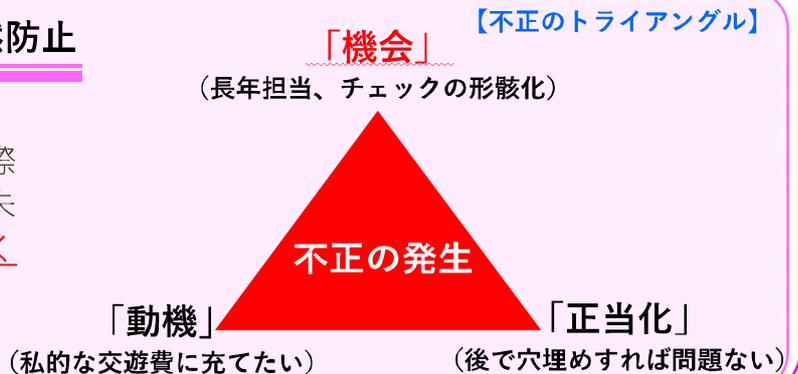
会計事務を受託した組織では、当該職員一人で通帳・印鑑を管理、同一地区を長年担当、他の者のチェックも行われず、活動組織による確認も十分でなく、横領する機会を与えてしまったことが原因

これまできちんと管理してきているし、誰も確認しないから、少しくらい取っても大丈夫だろう。



### 不正の構図とそれを踏まえ未然防止

一般に不正は、「動機」「機会」「正当化」の三要素がそろった際に発生しやすいとされ、不正の未然防止のためには「機会」を無くすことが重要



### ポイント 2 組織内での合意形成の不備

活動組織の構成員から総会が開催されていない旨の通報



勤め人が多く構成員を総会に集めることが困難と役員が勝手に判断し必要な総会による合意形成を怠ったことが原因

みんな忙しくて集まらないから、総会をやったことになって、交付金をもらうことにしよう。



## 役立ち情報①

# 活動を地域内外の人へ情報発信しましょう

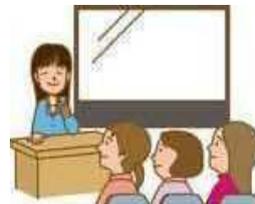


- 組織の情報や活動内容を広報誌やSNSなどを利用して組織構成員や地域住民等へ情報発信を行いましょう。
- 組織の情報発信は、構成員の積極的な取組への参加や組織内の合意形成に繋がります。また、非農業者団体等の新たな参画や都市農村交流活動等へ取組の幅を広げるきっかけにもなります。
- 情報を発信する相手や目的に合わせた効果的な発信方法を考えましょう。

## 広報誌・SNS等での情報発信



広報誌、  
SNS、  
ホームページなど



活動内容の発表会、  
イベント開催時の  
パネル展示など

### 【効果的な情報発信】



構成員や地域住民向け

広報誌・地域情報紙  
・SNSなど  
※自ら情報発信

地域外の幅広い範囲の人向け

市町村・都道府県や国のHP・  
メルマガへの投稿など  
※あいのりして情報発信

メルマガについてはこちらから  
ご覧いただけます。詳細は  
各局にお問い合わせください。

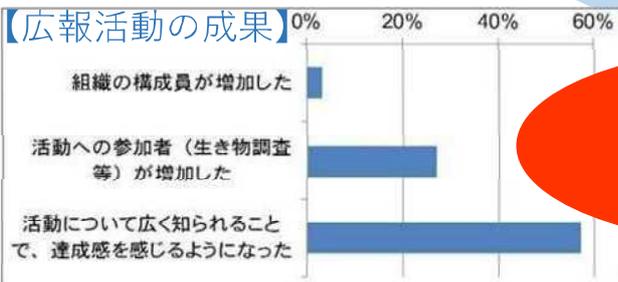


組織構成員

- 活動組織の構成員自身の理解向上
- 地域住民等の活動に対する関心・理解醸成



地域住民等



広報活動を行った組織の  
約30%の組織で構成員や  
活動の参加者が増加！  
約57%の組織で達成感  
を感じるようになった！

活動に参加してくれ  
る人が増えたなあ



※資源向上支払交付金の「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合は「広報活動・農的関係人口の拡大」の実施が必須です。

## 役立ち情報②

## 農業農村の魅力を学べるマンガと動画を活用しましょう



- 農業農村の大切な役割や魅力について、マンガや動画を通して楽しく学べる教材です。
- 小学校高学年の発展教材や家庭学習教材として、全国の学校や各家庭で今すぐ無料でご利用できます。

### 動画

#### 「のぞいてみよう！ 田んぼの世界」 (10分)



田んぼの魅力や生き物の生態、田んぼの機能を魅力的に紹介し、これから学ぶ農業の学習の動機づけになる動画教材です。

農業学習の導入や、田植え体験の事前学習などで活用できます。

### 学習マンガ

#### 「ミーとトラの大冒険 日本の農業と伝統文化」



農業農村の大切な役割や魅力について学べる学習マンガです。小学生(高学年)の学習を補完する家庭学習用教材として活用できます。  
※解説資料つき



学習マンガ・動画のどちらも左のQRコードから確認できます!!マンガはダウンロードもできます!!

知っていますか？

エスティーダース

### SDGsと多面的機能支払交付金の活動との関わりってなんだろう？

SDGs（持続可能な開発目標）とは貧困、気候変動や紛争など世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました！



本交付金とSDGsの関わりがより詳しく記載されています。ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標（目標2～9、11～17）達成に貢献しています。

## 多面ロゴマークをご活用ください！！

多面的機能支払交付金の活動を広めましょう！

ロゴマークの使用にあたっては、右のQRコードを読み取っていただき、あらかじめ使用方法をご確認ください。



高めよう 地域協働の力！ 9

# 「多面的機能支払交付金」を活用して 地域と環境を守る力に!!

多面的機能支払交付金は、農地、農業用水路、農道などの草刈り、泥上げ、水路の補修、生き物に優しい保全活動等を通じて、農業・農村の有する多面的な機能を支えるための支援制度です。

この動画では、保全活動の必要性や目的、多面的機能支払交付金活用のメリットについてわかりやすく解説しています。



地域の皆さんで視聴いただき、共同活動の大切さを見つめ直すきっかけとしてください!

## 動画の構成

- ①農業と保全活動の営み
- ②農業農村の有する多面的機能
- ③多面的機能が喪失したら...
- ④草刈り・水路清掃の大切さ
- ⑤地域のつながりを育む営み
- ⑥多面的機能支払制度の紹介



<https://youtu.be/w1de0Fglddg>

YouTube動画は、上のQRコードから  
ご覧いただけます。



ナレーションは、  
射水市出身のお笑いコンビ「雷鳥」

## 富山県多面的機能推進協議会

富山県農林水産部農村振興課  
農村活性化係  
TEL:076-444-3381

水土里ネット富山  
富山県土地改良事業団体連合会  
地域保全対策室  
TEL:076-424-3380



8年間 38集落協定の事務を担ってきた経験から「直払いの事務を楽にしたい...」という会計さん  
広域協定事務局さんのために開発しました。



## 中山間直払い 事務アプリ

### エクセル書類作成ゼロを実現！全13種の提出書類を自動生成

中山間地域等直接支払い制度の事務作業を効率化！  
手書き・手入力の煩わしさから解放！あなたの事務を劇的に変革します。

#### 事務アプリの6つの特徴

- 1 **アプリから簡単入力**  
文字入力は最小限！誰でも直感的に使える簡単操作
- 2 **自動計算結果をアプリで確認**  
自動集計で現状を瞬時に把握！Excel集計はもう不要
- 3 **管理者・圃場も一目瞭然**  
構成員・圃場情報を徹底管理！変更も履歴も丸わかり
- 4 **ボタン一つで提出書類を自動生成・ダウンロード**  
驚異の自動化！13種の提出書類がボタン一つで完成
- 5 **入力ミスや漏れを防ぐ機能が豊富**  
もう入力ミスはしない！アラート機能でミスを徹底防止
- 6 **カスタマイズのしやすさ**  
それぞれの協定で使いやすいようにカスタマイズできる



パソコン・スマホ・タブレット対応

#### 詳しくはこちらから

料金や仕様、申込について詳しく説明しています。

<https://inacollege.jp/lp/tyokubaraiapp>



#### アプリ紹介動画はこちら

実際の画面操作など動画で紹介しています。

<https://x.gd/ooPks>



#### (公社)中越防災安全推進機構 にいがたイナカレッジ

〒940-0062 新潟県長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イースト 2F

MAIL [abetack@cosss.jp](mailto:abetack@cosss.jp)

電話 0258-39-5525 (担当阿部携帯：090-7769-2786)

※携帯の方がつながりやすいためご遠慮なくお電話ください。